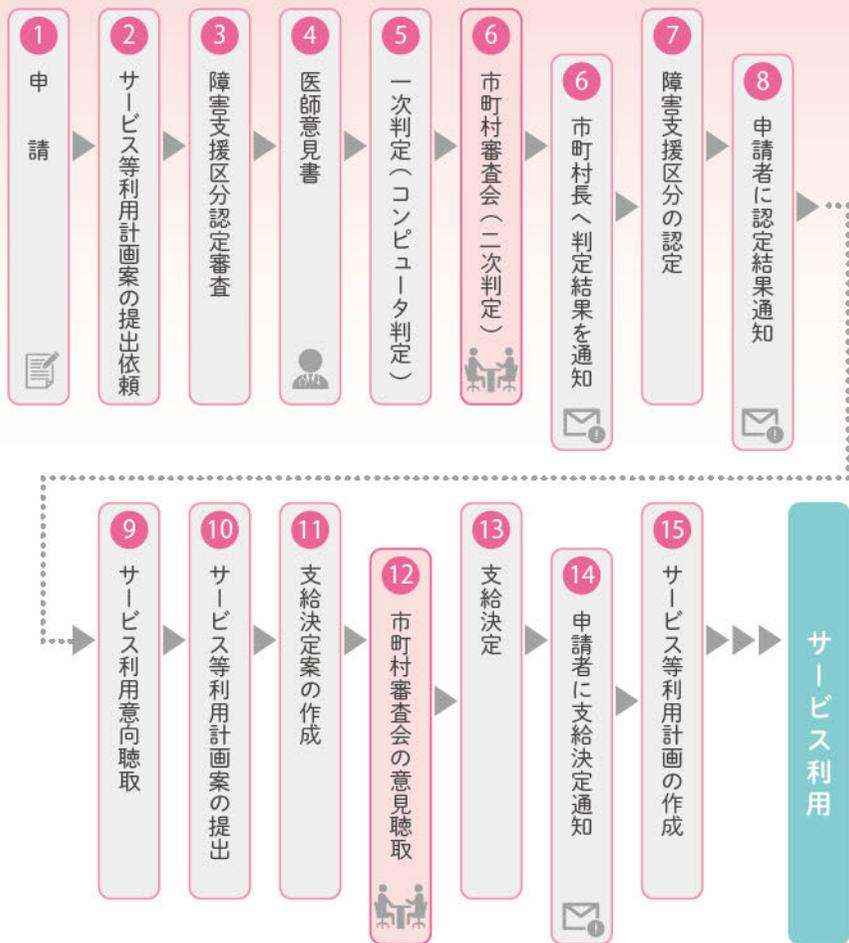


## 介護給付費に係る支給決定の流れ



※同行援護については、「3 障害支援区分認定調査」を行う前に「同行援護アセスメント調査票」による調査を行い、「区分3以上支援加算」を決定することが不要と見込まれる場合は、「3 障害支援区分認定調査」から「8 申請者に認定結果通知」までは行われません。また、訓練等給付の場合は、共同生活援助(入浴・排泄または食事等の介護を伴う場合)を除き、「3 障害支援区分認定調査」から「8 申請者に認定結果通知」までは行われません。

青森一のやさしさを目指して

特定相談支援事業所 **アーサス**



特定相談支援事業所 **アーサス**

〒030-0131 青森市問屋町1丁目7-21  
TEL: 017-757-8682 FAX: 017-757-8677



● お気軽にご相談ください

☎ 017-757-8682



株式会社アピイ

まずは相談  
してみませんか？  
なんでも  
ご相談ください。

### 昼間の活動

所得を得て自立するための  
仕事探しなど生きがいを持てる  
ような社会参加に関する支援



### 障がいや病気の理解

障がいや病気の理解障がい特  
性の理解や病気に関する相談



### 福祉サービスの利用

福祉サービスの利用に関する  
手続き等の支援



### 住まい

一人暮らしやケア付き住宅の  
利用に関する相談



### 権利擁護

判断能力が低下している方の  
権利を守るための相談支援



### ● 月ごとの利用者負担には上限があります

障害福祉サービスの自己負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区分	世帯の収入状況	負担額上限
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯 <sup>(注1)</sup>	0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得割16万円 <sup>(注2)</sup> 未満) ※入所施設利用者(20歳以上)グループホーム利用者を除きます。 <sup>(注3)</sup>	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

(注1) 3人世帯で障害者基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

(注2) 収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります。

(注3) 入所施設利用者(20歳以上)グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合「一般2」となります。

## 障がい者相談支援

～相談は無料です～

### 相談の流れ

ご本人・ご家族からの相談

詳しいお話をお聞きします。  
状況を整理して問題を明確にします。

問題解決の方法をご本人(ご家族)と一緒に考えます。

問題解決に向けた行動及び  
支援をご本人(ご家族)と共に開始します。

必要に応じて福祉サービス利用の申請を支援します。  
福祉サービスを利用する場合は、サービス等利用計画  
が必要になります。サービス等利用計画は当事業所でも  
作成します。

支援経過についてお話を伺い、必要に応じて、支援方法  
の見直しをします。

ご本人の社会参加が促進され、生活の質が向上したら  
相談は終了します。

まずはお電話を

特定相談支援事業所 **アーサス**

TEL 017-757-8682 FAX 017-757-8677